

## 1. 最低賃金、今年は据置きが大勢か？ ～ 東京の引上げ予定額は20～30円か ～

厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会(小委員会)は、2009年度の最低賃金の改定額の目安を決定しました。35県については現状維持とし、最低賃金額が生活保護支給額を下回る12都道府県に限り引上げの方針を打ち出しています。その結果、引上げ額は全国平均で7～9円となり、昨年度実績(16円)を下回る見込みです。

最低賃金は、企業が従業員に支払う義務のある最低限の賃金で、都道府県ごとに決まっています。現在は、最も高いのが東京都、神奈川県などの「766円」、最も低いのが宮崎県、鹿児島県、沖縄県などの「627円」となっており、全国平均は「703円」(いずれも自給換算)です。

今回の審議においては、生活保護の支給額が最低賃金の額を上回る地域の解消と、昨秋以降の景気後退の影響をどうみることが焦点です。昨年は47都道府県すべてで引上げが示されましたが、昨秋以降の急速な景気後退に配慮し、今回は35県を現状維持としました。引上げを示したのは12都道府県で、狙いは最低賃金の額が生活保護の支給額を下回る状況を解消することで、最も引上げ額が大きいのは東京の20～30円、最も低いのは秋田の2円でした。なお、今秋には新しい最低賃金が適用される見込みです。

## 2. 採用選考について

労働者に求められる適正と能力の内容は、職種の職務内容によって異なるので、応募者からどんな事項を把握することが適当か、あるいは適当でないかを一概にいうことはできません。

ただ、少なくとも各職務に共通して就職差別につながる恐れのある事項として、厚生労働省では、「本人に責任のない事項」や、「本来自由であるべき事項」をあげています。

「本人に責任のない事項」としては、たとえば「本籍や出生地」、「家族」、「住宅状況」、「生活環境や家庭環境」といった事項があります。戸籍謄本や住民票を提出させたりすることは、特別な理由があれば別ですが、控えたほうが良いでしょう。その他についても、本人の適正や能力に関係なく、採用側が採用の基準としないいつもの事項であっても、応募者のほうでは、それも採用の基準だと思ってしまうということもあります。

「本来自由であるべき事項」としては、「宗教」、「支持政党」、「人生感や生活信条」、「尊敬する人物」、「思想」、「購読紙や愛読書」など、思想信条にかかわることがあります。思想信条の自由は、憲法で保障された本来自由であるべき事項であり、これらの事項を採用選考に持ち込まないことが必要です。なお、健康診断は、常時使用する労働者を雇い入れたときには行なわなければならないですが、採用選考時には実施する義務まではありません。採用選考の段階では、まだ自社の社員ではないですので、必要であれば本人から呈示してもらうことで、対応しても全く問題ありません。

## 3. 事務所移転のお知らせ

9月14日(月)より、事務所を移転することとなりました。現在の事務所の近所です(最寄り駅は三鷹。徒歩約5分)。電話番号、FAX番号等決定いたしましたら、またあらためてご案内させていただきます。

### 編集後記

夏休みに、今、日本で最も観光客が増加している島、「現代アートの楽園」とも言われる、瀬戸内海にある香川県の直島(なおしま)に行ってきました。20年前よりベネッセコーポレーションにより開発が進められており、島全体が自然と歴史と現代美術が融合した空間です。建物のほとんどが地中に埋まっている「地中美術館」は、表参道ヒルズや東京スカイツリーを手掛けた安藤忠雄氏の作品。建物自体がアートになっています。普段、眼にする美術館とは一線を画したもので、私の実家に程近いので高校の同級生にも島出身の人もいましたが、名もない小島が、いつのまにやらこんなにおしゃれで、話題を呼ぶ島になっていることに驚きました。芸能人のお忍びも多いそうで、私も実際に、遭遇しましたよ。翌日、偶然にもTBSの「がっちりマンデー」でも取り上げられていたのを見て、またまた家でも盛り上がりましてしまいました。いよいよboomに一気に火がつきそうな予感?!  
写真は、草間弥生さんの作品、本州からの船が着く港で観光客を出迎えてくれる巨大なカボチャのオブジェです。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート  
特定社会保険労務士  
秋山幸子(登録NO.13050514)  
三鷹市下連雀3-31-7-201  
TEL:0422-27-7774  
FAX:0422-27-7775  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)